長野市地域公共交通会議の規約改正について

〈協議事項〉

道路運送法の改正に伴い、長野市地域公共交通会議に「運賃協議分科会」 を設置するため、規約を改正するもの

改正理由

令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降に一般 乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する協議を行う際は、道路運送法第9条第4項で規 定する協議会において協議を行う必要があることから、「長野市地域公共交通会議」の 分科会として「運賃協議分科会」を新規に設置するため、規約を改正します。

改正内容

- (1) 協議事項から乗合旅客運送の運賃、料金等に関することを削除(第2条関係)
- (2) 一般乗合旅客運送の運賃、料金等に関して協議を行うための分科会に関する項目を追加(新設)

改正日

令和6年1月31日

現行	改正案
(協議事項)	(協議事項)
第 2	第 2
(1) 地域の実情に応じた適切な乗	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合
合旅客運送の態様 <u>及び運賃、料金等</u>	旅客運送の態様に関すること。
に関すること。	(2) ~ (3) [略]
(2) ~ (3) [略]	
(新設)	<u>(分科会)</u>
	<u>第7</u>
	長野市地域公共交通会議に運賃協議
	分科会を設置し、一般乗合旅客自動
	車運送事業の運賃、料金について協
	議、決定を行う。
	2分科会の決定事項は長野市地域公
	共交通会議に報告するものとする。
(補足)	(補足)
<u>第7</u> [略]	<u>第8</u> [略]
附則 [略]	附則
	<u>この規約は、令和6年1月31日から</u>
	<u>施行する。</u>